

## 大分県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、大分県防災ヘリコプター運航管理要綱第19条第3項の規定に基づき、大分県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場（以下「場外離着陸場」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2 場外離着陸場の登録については、消防局及び県内各消防本部（以下「消防本部等」という。）の長が防災ヘリコプター場外離着陸場登録申請書（様式第1号）を運航管理責任者に提出して行うものとし、申請書を受領した運航管理責任者は、運航責任者に申請のあった場外離着陸場の調査を指示するものとする。

2 前項の調査をした結果、場外離着陸場として適当であると認めた運航責任者は、当該場外離着陸場のある場所を管轄区域とする航空局長または空港事務所長（以下「管轄局長または所長」という。）に申請を行い、許可された場合は防災ヘリコプター場外離着陸場登録承認書（様式第2号）を消防本部等の長に提出するものとする。

(解除)

第3 場外離着陸場の解除については、消防本部等の長が防災ヘリコプター場外離着陸場解除申請書（様式第3号）を運航管理責任者に提出して行うものとし、申請書を受領した運航管理責任者は、運航責任者に申請のあった場外離着陸場の解除を指示するものとする。

2 前項の指示を受けた運航責任者は、管轄局長または所長に解除手続きを行い、防災ヘリコプター場外離着陸場解除承認書（様式第4号）を消防本部等の長に提出するものとする。

(現況点検)

第4 運航責任者は、場外離着陸場の実態把握のため、消防本部等に月一回の場外離着陸場の現況点検を実施させ、3ヵ月毎に報告させるものとする。

2 前項の場外離着陸場の現況点検報告については、防災ヘリコプター場外離着陸場の現況点検表（様式第5号）を報告月（1月、4月、7月、10月）の15日までに提出し、行うものとする。

3 現況点検において、申請時から状況の変化があった場合には、速やかに報告するものとする。

(継続)

第5 場外離着陸場の継続については、消防本部等の長から防災ヘリコプター場外離着陸場解除申請がなく、現況点検において状況の変化がないものに関し、運航責任者は、管轄局長または所長に対して継続申請を行うものとする。

2 前項の継続申請は、半年または一年（許可実績がないものに関しては3ヶ月）を限度として、行うものとする。

- 附則 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成21年6月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、令和3年2月9日から施行する。
- 附則 この要領は、令和4年2月16日から施行する。